

## 石巻市 S D G s 推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 持続可能な開発目標（以下「S D G s」という。）の達成に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、石巻市 S D G s 推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) S D G s の理念の普及に関する事項
- (2) S D G s 未来都市計画の策定及び変更に関する事項
- (3) S D G s 未来都市計画の推進及び進捗管理に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、S D G s の達成に向けた取組の推進に必要な事項

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、総務部長、復興企画部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会教育長、同委員会事務局長、会計管理者、危機管理監及び産業政策審議監をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる本部員のほか、臨時に本部員を任命することができる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

### (決定事項の執行)

第6条 本部において決定された事項は、その業務を所掌する部署において適切に執行しなければならない。

- 2 前項の場合において、所掌する部署が明らかでないときは、本部で担当部署を決定するものとする。

### (幹事会)

第7条 第2条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市 S D G s 推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は復興企画部長をもって充て、副幹事長は復興企画部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、総務部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、市民生活部次長、保健福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、総務部総務課長、同部財政課長、復興企画部政策企画課長及び同部 S D G s 移住定住推進課長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
- 8 幹事会は、第 2 条に掲げる事項を調査検討した結果について、本部に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 本部及び幹事会の庶務は、復興企画部 S D G s 移住定住推進課において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日訓令第 12 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日訓令第 15 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。